

困ったなあに答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

「従姉へ全財産をやる」という母の遺言書は無効なのでは…

亡母の遺言の件でご相談です。私は東北出身ですが、医者になりたくて東京の私立医大に入学し、卒業後まもなく、大学で知り合った同業者と結婚しました。以来30年、ずっと東京で働き、子供2人も成人しました。なにしろ忙しくて親の所には年に1回帰るか帰らないかくらいでした。が、10年前に父は亡くなり、母も少し前に88歳で亡くなりました。

子供は私だけなので、母を説得して5年前、地元で一番高級な老人ホームに入つてもらいました。その際誰も住まない自宅も思い切って売却したので、その時点での預金は5000万円になりました。

法律的な問題点としては2つあると思われます。

1つは遺言無効確認訴訟を起こせば勝てるのかということであり、もう1つは、不当利得返還請求訴訟を起こせば返してもらえるのかということです。いずれも相手はその従妹の方になります。

結論から言うと、どちらも難しいです。

遺言書がお母様の字であるとすれば、作成時にお母様には意思能力がなかったことを証明する必要があります。お母様はほけておらず、もちろん成年後見もついていなかつたとのこと。内容にしても、遠くにいてめつたに帰らない娘よりもむしろ、身近で面倒を見てくれる人がありがたく、感謝の証として全財産をあげようと考えるのはごく自然なことだと思います。ことにご相談者の場合には一人前にするのに格別多額のお金を使つたはずですし、結果、自立てお金には不自由していないわけですから。

減った預金額については、引



円位はあつたと思います。日常の面倒は、近くに住む母の従妹が見てくれていました。母より5歳年下の元気な方です。よくしてもらっているので、いずれ遺産が手に入つたらお礼として気持ち差し上げようと思つていましたが、遺言があるからと家裁によばれ、行ってみていびつくり。母の自筆で、なんと全財産をその従妹にやるとあつ

たのです。驚いたことに預金は2000万円位に減っていました。高齢の母がそんなに多額の金を使うはずもなく、その人が使い込んだとしか思えません。

遺言書も無理に書かせられたに違いないし、無効だと思いません。とにかく腹が立つて仕方が引き出しだ、あとはお母様に渡してどう使つたのか知らないとか、言われたものを買って渡したとか言わればそれ以上の詐索はできません。何しろお母様は亡くなっているのですから。訴訟は起こますが、相手が本当に利得したことはこちらが立証しなければならず、なかなか難しいのです。

お母様をよく見て下さった地元の縁者との間に要らぬ争いを起こすよりは、ここは穏便に、子供に遺産を遺すために僕約をしなければいけない義務はないのです。

お母様を切り替えますが、存命中に自分の財産をどのように使おうが自由です。寄付しようが、宗教団体や特定の人につき込もうが、極論すればただ捨てたとても誰からもとやかく言われ